

【 特定遺伝子組換え農産物(従来のもものと組成、栄養価等が著しく異なるもの) 】

特定遺伝子組換え農産物	表示対象
ステアリドン酸産生大豆	① ステアリドン酸産生大豆 ② ①を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、ステアリドン酸産生形質が除去されたものを除く。) ③ ②を主な原材料とするもの
高リシンとうもろこし	① 高リシンとうもろこし ② ①を主な原材料とするもの(高リシン形質が除去されたものを除く。) ③ ②を主な原材料とするもの
EICOSAPENTAENOIC ACID(EPA)産生なたね DODECAHEXAENOIC ACID(DHA)産生なたね (令和5年3月9日追加)	① EPA、DHA産生なたね ② ①を主な原料とするもの(EPA、DHA産生の形質を有しなくなったものを除く。) ③ ②を主な原料とするもの

(※) 主な原材料の範囲は、「原材料に占める重量の割合が上位3位までの もので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの」です。

【 表示例 】

《 EPA、DHA産生なたねを原料とするなたね油 》

名 称	食用なたね油
原材料名	食用なたね油(EPA、DHA産生遺伝子組換え)

《 EPA、DHA産生なたねを原料とするなたね油を主な原材料とする食品 》

名 称	〇〇〇
原材料名	小麦粉、食用なたね油(なたね(EPA、DHA産生遺伝子組換え))、...



EPA、DHA産生なたねは、EPA産生、DHA産生の2つの形質を併せて表示する必要があります。

以下のいずれかにより表示してください。

- 【表示例】
- 「EICOSAPENTAENOIC ACID(EPA)産生、DODECAHEXAENOIC ACID(DHA)産生遺伝子組換え」
 - 「EICOSAPENTAENOIC ACID、DODECAHEXAENOIC ACID産生遺伝子組換え」
 - 「EPA、DHA産生遺伝子組換え」

● 詳しくは、「食品表示基準Q & A 別添：遺伝子組換え食品に関する事項（GM）」をご確認ください。